

## 議 事 日 程

平成23年11月15日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
          専第8号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）  
日程第4 議案第59号 字区域の変更について  
日程第5 議案第60号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第61号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第62号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第6号）  
日程第8 議案第63号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）  
日程第9 議案第64号 財産の取得について

---

### 出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	産 業 建 設 課 長 補 佐	樋 口 章 久

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
---------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成23年第3回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、6番 安倍徹君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

◎承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求めます。平成23年11月15日提出、東白川村長。

記1. 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）でございます。

1枚めくっていただきまして、専第8号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,475万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,099万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をする。平成23年9月20日、東白川村長。

2ページの第1表の予算補正、それから4ページの事項別明細の総括を省略させていただきまして、5ページからお願いいたします。

2. 歳入。18款1項1目繰越金、補正額2,475万7,000円。前年度繰越金でございます。

続きまして、6ページに行っていたいただきまして、歳出でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額50万円。総務一般管理費でございます。台風15号に伴います職員の防災の勤務手当でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額90万円。土木総務費一般で90万円でございます。生活道の整備補助金ということで、台風15号による復旧の生活道2件分でございます。橋の整備をするものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額が19万5,000円、消防総務費で、消防団員の台風15号による出動手当でございます。

3目災害対策費51万2,000円の補正でございます。災害対策費51万2,000円でございます。初めに、需用費の消耗品のところの次のページの7ページですが、頭の防災消耗品でございます。土のう袋、それから毛布の圧縮袋を、ここで予算を上げております。それから食糧費のところでは、備蓄の食糧500食分、それからペットボトルを600本、それから災害のときの炊き出しのおにぎりなどを上げております。

それから役務費の手数料のクリーニング代につきましては、毛布を211枚ほど使用しましたので、そのクリーニングでございます。

それから原材料費は、土のうの砂でございます。中学校の砂を使わせていただきましたので、その分でございます。

次に、11款1項1目の農業用施設災害復旧費、補正額が503万円でございます。農地・農業用施設災害復旧事業で503万円、需用費のところは、事務費で4万円ほどございますが、委託料で359万円、これは農地・農業用施設の調査設計委託料ということで、大明神の山手用水とか陰地の小谷用水、それから藤の木の頭首工など、用水それぞれ6ヵ所の調査設計の委託料でございます。

それから使用料につきましては、機械の借上料、村内8ヵ所ほどの機械の使用料140万円でございます。

次に、2目の林業用施設災害復旧費、補正額が345万円でございます。林道施設の災害復旧費でございます。需用費の4万円は、事務費分でございます。

それから、8ページへ移っていただきまして、委託料、ここも林道の奥新田林道、大沢林道、それから高岩林道、新巢林道の4ヵ所の調査設計委託でございます。191万でございます。

それから、機械の借上料ということで、村内11ヵ所ほどの機械の借上料ということで150万円。

続きまして、11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額694万円でございます。需用費のところ4万円は事務費で、ここも委託料のところ435万ほどございます。調査設計委託料、村内の5ヵ

所ほど、神土角領線、それから大沢本線、栃山の富田線、それから親田の一木線など5カ所ほどで  
ございます。それから、機械の借上料、約14カ所でございます。210万円でございます。それと、  
工事請負で村単の災害復旧工事1カ所でございますが、上親田地内の復旧工事45万円でございます。

次のページの2目の河川災害復旧費、補正額が723万円でございます。委託料で370万円ほどござ  
いますが、村内6カ所、親田の一木谷とかの西洞川、それから大沢谷、柏本の田ノ頭、黒淵の穴沢  
谷などでございます。それから、機械の借上料、村内6カ所ほどで50万円。それから、工事の請負  
費、村単工事ということで7カ所ほどございます、300万円。すべて台風15号に伴うものでござい  
まして、すべて一般財源で補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

土のう袋の土を中学校の施設から借りたということでございますが、やはり非常の場合は必要な  
ものですので、常時どこかで土だけは確保しておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

総合運動場とかに確保するように努力したいと思います。

それから、当日は中川原公園のステージの裏にも200ぐらいありましたので、それも使用させて  
いただきましたけれども、それは浄水場の砂でしたので、あまり土のう袋には適していないとい  
うようなことでしたけれども、ストックするように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願  
いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

こちら専決の方でちょっと質問させていただくことにしたいと思いますけれども、今回の災害に  
おいては、消防車両の誘導路を川に、防火水に向けての、それについて専決で急を要してやってい  
ただいているのか、一般予算を通してからやるような方向でいくかの判断の中で、災害時におい  
ての損失したものの中で、次に2次災害を防ぐために、例えば火災時において当然必要だというこ  
とで誘導路が設けてあるはずですが、今回の災害でも何カ所か誘導路が欠損しているのではないかと  
思いますけれども、このあたりをどういう早急な対応をしているかということが、この間の説明の

中に誘導路の補修についてがちょっと入っていたかどうかの確認も含めてですが、ちょっとお答え  
いただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

消防の誘導路ですけども、まず五加のグラウンドの前にあります誘導路につきましては、今回、  
県の土木災害の方で見ていただいております。あと、陰地の越原グラウンドの前の誘導路、それか  
ら越原集会所の前の誘導路、これにつきましては、ちょっと被害自体が小規模でありましたので、  
県の修繕工事の方で対応するという事になっております。

2次災害の防止ということで緊急性はあるとは思いますが、財政上、災害で対応するとい  
うことによります。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 平成23年度東白川村  
一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第8号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第5号）  
は、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第4、議案第59号 字区域の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

それでは、説明させていただきます。

議案第59号 字区域の変更について。地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおりそ

それぞれの字区域を変更するものとする。平成23年11月15日提出、東白川村長。

次のページに移りまして、変更理由書を説明いたします。

変更理由書。平成23年1月24日付、岐阜県指令農計第448号で事業決定された村営土地改良事業（下親田地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため。

次のページへ移っていただきまして、変更の大略、それから変更調書ということで上げさせていただきます。

変更の大略といたしまして、表の左側のところに新たに画する字ということで、新しい字の区域に対しまして、右に載っております、新たに画する字の区域に含まれる従前の字ということで説明をさせていただきます。

大字神土字中川原木屋の字に対しまして、従前の大字神土字下川原木屋の一部が含まれるということになります。

その下の大字神土字下川原木屋に対しまして、従前の大字神土字中川原木屋の一部が含まれるということでございます。

その細かい調書といたしまして、下の表に載せております。これは、説明資料の一番最後のA3判の図面をつけておりますけれども、これの説明を表にしたものでございます。

まず、上の大字神土下川原木屋、地番で1773番地の2の一部、それと1773番地の3の一部、以上の土地を大字神土字中川原木屋に変更する。

続きまして、神土中川原木屋1753番地の9の一部、それから1756番地の3の一部、以上の土地を大字神土字下川原木屋に変更するというものでございます。

もう1枚めくっていただきますと、変更大略図というものをつけさせていただきます。ここには、下川原木屋と中川原木屋の字図が載っております。中央付近に、左上から右下にかけて黒の実線が入っております。これが従前の字に対しまして、赤の実線が入っておりますのが、新たに画する字でございます。

こうしたことで、平成22年の7月15日から16日にかけての豪雨災害によりまして、この下親田地区の災害復旧事業におきまして、圃場の区画変更を伴う換地によります字区域の変更をするものでございます。

以上です。

#### ○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号 字区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（安江祐策君）

日程第5、議案第60号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

#### ○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第60号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年11月15日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

まず第1条 東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表第1、第2が次についておりまして、ずっと後ろの方に附則がついておりますけれども、新旧対照表の資料があると思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、人事院勧告によりまして、この給与の改正を行うということでございます。前年に引き続きまして改正をするわけですが、今年度は期末・勤勉手当の改正は行わないということでございます。

まず最初に、職員の給料の方の行政職の表、それからずっとついておりますけれども、給料表の50代から40代後半の分を下げるということで、平均0.2%下げるということです。この下の黒い枠のかかっておるところが給料表が変わってくるというものでございます。

最初の方が一般職員の行政給料表、それから8ページからが医療職の給料表でございます。これは検査技師とか理学療法士の人の分でございます。

14ページからは、医療職の(3)ということで、看護師さんなどの給料表になります。

そして、ずうっと行きまして、22ページが終わった後に、また1ページから始まりますけれども、ここは条例の平成18年の一部改正のところの附則を改正するものでございます。昨年にもこのように改正しております。最初の給料表の切りかえに伴う経過措置という括弧のところがあると思います

けれども、そこにつきましては平成18年4月1日に、実は給与の切りかえがあったわけですが、経過措置としまして、切りかえ後の給料がその前の給料より低い場合に、その差額を経過措置として補てんしておったわけですが、その人たちも今度は同じように減額するよというようなどころでございます。

それから、その2ページ目へ行っていただきまして、4行目ほどに括弧書きで平成23年12月に支給にする期末手当に関する特例措置というところがあると思いますが、そこからにつきましては、この給料表に新しくなることによって影響する人の、40代、50代ですけれども、23年の4月の本俸、それから扶養手当、住居手当などの合計にマイナス0.37%掛けまして、その4月分ですので、それから11月までの分を足します。それと、6月の期末・勤勉手当をもらっておりますので、その分についても0.37を減額して掛けたもの、両方合わせまして12月に支給しますボーナスから引かせていただくというものでございます。このようなやり方を昨年度も行いましたけれども、平均して1人当たり1万5,000円ぐらい減というような格好になります。

以上でございます。

**○議長（安江祐策君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第61号から議案第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（安江祐策君）**

日程第6、議案第61号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第63号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

**○産業建設課長（小池 毅君）**

説明させていただきます。

議案第61号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年11月15日提出、東白川村長。

記に移りまして、朗読をさせていただきます。

東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項の「災害復旧事業の補助率増高適用に係る分担金は、国又は県から交付を受ける補助金の額を除いた額を超えない範囲内において、当該事業ごとに村長が定める。」を「災害復旧事業については、国又は県から交付を受ける補助金の額を除いた額に別表に掲げる率を乗じて算出された額とする。」に改める。

第3条第1項別表中、第5の項を別紙のように改め、第6の項を追加する。

附則、（施行期日）1. この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）2. 改正後の東白川村分担金徴収条例の規定は、平成23年度分の分担金から適用し、平成22年度分までの分担金については、なお従前の例による。

次のページでございますけれども、別表を上げさせていただいております。縦の列を項と呼んでおります。それから横の段を欄ということで説明をさせていただきます。

右側から四つあります項、5の公共事業の方ですけれども、これが一番下の分担金の額という欄のところを改めたものでございます。それから、左側の四つの項につきましては、新たに追加をしたものでございます。

読み上げさせていただきます。

5. 公共災害復旧事業、(1)農地災害復旧事業100分の10、(2)農業用施設災害復旧事業100分の5、(3)林道災害復旧事業100分の5。

6. 単独災害復旧事業、(1)農地災害復旧事業100分の10、(2)農業用施設災害復旧事業100分の5、(3)林道災害復旧事業100分の5。

これにつきましては、先般11月4日の全協で当条例改正の趣旨、目的等につきまして御説明をさせていただいております。災害被害によります農林業従事者の経営意欲の低下を防止するとともに、耕作放棄地発生を抑止するといったことを主眼として、災害復旧事業における受益者負担を軽減するというものでございます。

以上です。

**○議長（安江祐策君）**

総務課長 松岡安幸君。

**○総務課長（松岡安幸君）**

それでは、議案第62号 平成23年度東白川村一般会計補正予算(第6号)。平成23年度東白川村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億610万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,709万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、並びに規定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成23年11月15日提出、東白川村長。

2ページの第1表の説明を省略させていただきまして、4ページの第2表をごらんいただきたいと思ひます。

地方債の補正で、災害復旧事業で、変更前が2,140万円の限度額でございました。これは、9月13日の補正でありました、村道の凍上債の方でございました。ここに、変更後は4,910万円をプラスしまして、総額を7,050万円とするものでございます。農地・農業用施設で330万円、林道施設で660万円、道路の方で2,040万円、河川で1,880万円、合計4,910万円の増加でござひます。

この後の中で、起債の方法とか利率、償還の方法については変更ござひませんので、省略させていただきます。

次に、6ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、7ページの歳入からお願いしたいと思ひます。

11款1項11目の災害復旧費分担金、補正額が86万2,000円でござひます。林道の災害復旧事業の分担金47万2,000円でござひます。公共事業分が27万7,000円、村単部分が19万5,000円でござひます。それから、農業用施設の災害復旧費の分担金につきまして、村単の施設災害の方で27万円、それから農地の方で12万円となっております。

それから、13款1項11目の災害復旧費国庫負担金、補正額が5,037万1,000円。林道の災害復旧の国庫負担金3件分でござひます。奥新田、高岩、新巣などでござひます。50%の国庫負担でござひます。

続きまして、その下の土木施設災害の国庫負担金。土木施設で6件、それから河川の方で6件ござひますが、両方とも負担金の率が66.7%でござひます。

18款1項1目の繰越金、補正額が576万8,000円。前年度の繰越金でござひます。

続きまして、8ページの20款1項11目災害復旧債、補正額が4,910万円。林道災害復旧事業660万円、それから農業用施設の災害復旧330万円、土木施設の災害復旧事業2,040万円、河川の方が1,880万円でござひます。

9ページの3の歳出。4款1項5目の環境対策費、補正額が40万1,000円でござひます。環境総務費の中で簡易水道特別会計の繰出金でござひます。柏本地内の災害復旧に伴う簡水会計での工事があつるため、繰り出すものでござひます。

11款1項1目農業用施設の災害復旧費、補正額が660万円でございます。村単の農地と農業施設の災害復旧費660万円でございますが、全部で10件ほどございます。施設の方が7件、農地の方が3件でございます。

2目の林業用施設災害復旧費1,500万円の補正でございます。工事請負費のところ、公共林道の災害復旧費を、これは3件でございます。村単の林道災害復旧、ここにつきましても3件でございます。

11款2項1目の道路橋梁災害復旧費、補正額が4,760万円でございます。

10ページへ行っていただきまして、村単の災害復旧費が7件でございます。公共道路の災害復旧は6件でございます。

2目の河川災害復旧費3,650万円の補正でございます。河川の災害復旧のところ、村単の災害復旧、ここにつきましても17件ほどございます。公共の災害復旧費は6件でございます。この中で、国庫負担金66.7%としましたけれども、まだ災害の査定が終わっておりませんので、最終的には補助率が上がってきて、起債の額が今度は減るといようなことが出てきますけれども、それは補助率が確定してから、また財源補正をさせていただくといようなこととなりますので、どうかよろしく願いいたします。

#### ○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

#### ○村民課長（安江清高君）

議案第63号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)。平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,852万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年11月15日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表の歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます、4ページの事項別明細書の総括も省略させていただきます。

歳入の前に、6ページの歳出の方から先に説明させていただきます。

3. 歳出、2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、1目東白川簡易水道建設事業費で、補正額111万2,000円ということですが、先ほど話がありました柏本の富士屋さんの下の災害復旧工事に伴いまして、水道管を一時撤去しておいて、また再設置するというものです。その間は柏本の上から宮代の方へ抜けていくルートがありますので、その下から逆に送水することになります。そして、五加運動場の前の付近で仕切り弁を入れまして、それより上へは流れないようにします。そうすると、瀬瀬さんの家が断水ということになりますので、その家は仮設の配管をするといようなものでございます。

内容は、大体そのとおりですけど、前ページの歳入に戻っていただきまして、2款1項の一般会

計繰入金40万1,000円、それから9款1項1目の雑入で71万1,000円となっておりますけれども、雑入が移転工事に伴う移転補償費になります。それで、全額補償費としていただけるわけではなくて、耐用年数の残っている残存価格相当額の部分が補償費としていただけるということで、25年の耐用年数がありますけれども、平成14年に工事を行っておりまして、9年経過して、残存期間は16年ということでございます。したがって、16年分の71万1,000円は補償費としていただけますけれども、不足分の40万1,000円については一般会計から繰り入れをしていただくというものでございます。

以上です。

**○議長（安江祐策君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 樋口春市君。

**○3番（樋口春市君）**

この災害についてでございますけれども、200カ所余りあった中で、まだ127カ所余りの工事が今後、要する箇所があるということで、特に道路のように住民の方が日常、非常に必要なところ。また、農地につきましては、来年度の準備もできないということもございまして、また河川につきましては、アユの稚魚の放流、あるいはアユかけシーズンにもかかわってくるということで、この優先順位ですね、工事の。というのは、これはどういうふうにして、現在決められておるのかということと、今後、アユかけ、あるいは来年度の準備にどのような影響が出てくるかということをお考えおられるのか、一遍お聞きをしておきたいと思っておりますね。

**○議長（安江祐策君）**

産業建設課長 小池毅君。

**○産業建設課長（小池 毅君）**

災害復旧事業につきましては、とにかく早期対応ということが基本になっております。査定を受けまして事業費が確定された時点で、なるべく早急にかかっていきたいというふうに考えております。

あと、優先順位というものは、やはりその中で生活に密着したところからやっていくということになっていくと思っております。

あと、河川の方につきましては、欠ノ淵が少し大がかりな工事になる予定になっております。工事の段取り上、やはり仮設道路といったものを河川地内に設けたりする関係で、当然その時期によってはアユかけとか、そういったことに支障が出ると思いますので、その辺はよく工程を考えながら、時期については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

特に、住民の生活に配慮した形で、今後進めていただきたいというふうをお願いをしておきます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、議案第63号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)までの3件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから、議案第63号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第3号)までの3件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第9、議案第64号 財産の取得についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第64号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成23年11月15日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量、並びに設置場所。名称、CTスキャナ。数量、一式。設置場所、東白川村神土平地内（東白川村国保診療所）。2. 取得の目的、診療所CTスキャナ装置整備事業によるCTスキャナの取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,349万2,500円。5.

購入先、岐阜市金園町10丁目24番地、ホープ産業株式会社。

この診療所のCTスキャナの整備事業ですが、現在、存在しておりますCTスキャナは、平成9年9月1日に整備した東芝メディカル社製のもので、株式会社自治体病院共済会から購入して使用しておったものでございます。設置場所は、診療棟のCT室。19年3月31日に償却済みとなっております。14年経過で今年度使用不能になりました。これを今回1,349万2,500円で購入するものでございます。今後の予定としましては、本議会で議決をいただいた後、12月10日に旧CTを撤去して、17日に搬入、22日に稼働調整が整って、新年から供用開始できないかというような予定であります。

財源的には、へき地診療所設備整備事業補助金を基準額の2分の1を予定しておりまして、残りを過疎債の充当を予定しております。事業が完了した時点で額の確定後に減額補正ができるものと思っております。

鮮明な画像で高速撮影が可能となり、検査終了後の早期診断や早期治療、早期発見に、住民の健康維持のために貢献することが期待されております。

なお、従来よりお年寄りや乳幼児への対応というようなことで、ちょっと低目に台の高さも予定しておりますし、被曝量等も軽減される予定でございます。また、フィルムの枚数等が自動発番装置になっておりますので、管理が非常にしやすいというようなことで、早期診断に期待を寄せております。

以上、説明を終わります。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

ちょっとお伺いしますが、CTスキャナについては、能力について、前回入るときにいろいろ検討されたみたいなんですけれども、今回入られましたのは、今いろんな設備がかなり進んでおると説明でしたが、これは大体どの程度のものなんですか。上を見れば切りがないと思えますけれども。

○議長（安江祐策君）

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

従来より速度等が非常に早くなっておるということで、1枚を撮影するのに0.7秒以下が可能であるというようなところでございます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま事務局長さんの方から、性能と利便性、いろいろ御説明をいただきましたが、財産として多くのお金を費やして病院の設備をなさることはいいんですけども、それが結果としてサービスの向上になるというのは今の御説明でわかったんですけど、そういう説明を、今僕ら議員だけが聞くだけでは、実は患者の増加等を見込んだり、村民の個々の安心感に直接つながるには、ワークショップあり過ぎるような気がするんですが、せっきゃく取得した財産のいいところを、もっと積極的に村民の方へPRしたり、病院のこういうところがよくなったよというPRを今後行っていくような御予定とかはございますでしょうか。

○議長（安江祐策君）

局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

前回、平成9年に整備されたときも広報紙等を活用して住民向けにPRした形跡があるようでございますので、それに負けないような対応はしてまいりたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成23年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員